

右の者に対する強盗殺人、死体遺棄被告事件について、当裁判所は、被告人が心神喪失の状態でなくなったものと認め、検察官及び弁護人の意見を聴き、刑訴法四一四条、四〇四条、三一四条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

当裁判所が平成五年五月三十一日にした公判手続停止決定を取り消す。

平成一〇年三月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	西	勝	也
裁判官	根	岸	重	治
裁判官	河	合	伸	一
裁判官	福	田		博